

青森県地域防災計画の修正について

危機管理局

青森県地域防災計画の修正について

根拠規定

■ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項（抄）
都道府県防災会議は、防災基本計画に基づき、当該都道府県の地域に係る都道府県地域防災計画を作成し、及び毎年都道府県地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

計画の構成

- ◆ 風水害等災害対策編
 - ◆ 地震・津波災害対策編
 - ◆ 火山災害対策編
 - ◆ 原子力災害対策編
 - ◆ 資料編
- } 今回修正

直近の修正

令和7年3月25日青森県防災会議で修正（以下の改正等を踏まえ修正）

- ・ 防災基本計画の修正
- ・ 原子力災害対策指針の改正 ※備蓄指針修正に伴う修正等 ※豪雪対策本部等の計画への位置付け等
- ・ 県の防災対策の見直し（令和6年能登半島地震における教訓、令和7年1月の豪雪災害対応等）
- ・ 青森県災害対策本部に関する規則の改正

今回の修正

令和8年2月16日青森県防災会議で修正予定（以下の改正等を踏まえ修正）

- ・ 防災基本計画の修正※
- ・ 原子力災害対策指針の改正

※ 令和7年12月8日青森県東方沖地震でこれまで明らかになった課題への対応は
防災基本計画の修正内容等に含まれることを確認

風水害等災害対策編、地震・津波災害対策編、火山災害対策編の修正について

主な修正内容

令和7年12月8日青森東方沖地震を踏まえた修正

【概要】

令和7年12月8日に発生した青森県東方沖地震への対応を踏まえ、以下の課題について修正を行う。

課題

- 1 津波注意報、津波警報、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表時の行動
- 2 避難所における寒さ対策
- 3 罹災証明等の被災者支援の迅速化・効率化
- 4 被災した病院支援等の強化
- 5 水道橋損傷、配水管の漏水等による断水

風水害等災害対策編、地震・津波災害対策編、火山災害対策編の修正について

主な修正内容

【凡例】 風：風水害等災害対策編、地：地震・津波災害対策編、火：火山災害対策編

令和7年12月8日青森東方沖地震を踏まえた修正

項目	節題	各編修正箇所	修正内容	新旧対照表の頁
1 津波注意報、津波警報、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表時の行動				
普及の強化	防災教育及び 防災思想の普及	地：第3章第6節	津波注意報、津波警報、北海道・三陸沖後発地震注意情報等発表時の県民がとるべき行動等の普及を強化する趣旨から、「防災思想の普及方法」として「あおもり防災ウィーク」を通じた普及を行う旨を記載。	p92
2 避難所における寒さ対策				
備蓄場所の確保	避難対策	風：第3章第10節 地：第3章第9節	暖房器具を備蓄する旨は、令和7年3月の修正で反映済み。 迅速な備蓄物資の供給のため、避難所又はその近傍に備蓄場所を確保するよう努める旨を記載。	p19、p94～ p95
備蓄物資の管理	災害備蓄対策	風：第3章第11節 地：第3章第10節	避難所を含めた備蓄施設ごとの最新の備蓄物資の品目・数量等を把握するため、新物資システム（B-PLo）に登録する旨を記載。	p20、p96

風水害等災害対策編、地震・津波災害対策編、火山災害対策編の修正について

主な修正内容

【凡例】 風：風水害等災害対策編、地：地震・津波災害対策編、火：火山災害対策編

令和7年12月8日青森東方沖地震を踏まえた修正

項目	節題	各編修正箇所	修正内容	新旧対照表の頁
3 罹災証明等の被災者支援の迅速化・効率化				
被災者支援の迅速化・効率化	避難対策	風：第3章第10節 地：第3章第9節	被災住家の調査、罹災証明書交付の迅速化・効率化が必要なことから、市町村は、「被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど業務の迅速化・効率化を検討する」旨を記載。	p19、p95
罹災証明書の交付体制	被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画	風：第6章第3節 地：第5章第3節	罹災証明書の交付に当たり、市町村は、不動産鑑定士や行政書士等との連携体制の整備に努める旨を記載。	p76、p134
4 被災した病院支援等の強化				
保健医療福祉活動チーム等との連携	要配慮者安全確保対策	風：第3章第12節 地：第3章第17節	県は、DMAT等の保健医療福祉活動チームなど関係者間の連携体制の構築等のため、平時から訓練等を行う旨を記載。	p21、p99

風水害等災害対策編、地震・津波災害対策編、火山災害対策編の修正について

主な修正内容

【凡例】 風：風水害等災害対策編、地：地震・津波災害対策編、火：火山災害対策編

令和7年12月8日青森東方沖地震を踏まえた修正

項目	節題	各編修正箇所	修正内容	新旧対照表の頁
5 水道橋損傷、配水管の漏水等による断水				
災害用井戸・湧水等の活用による代替水源の確保	電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策	風：第3章第18節 地：第3章第24節	市町村は、あらかじめ井戸や湧水等による代替水源の確保に努める旨を記載。	p27、p105
上下水道一体での災害対応の実施	電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策	風：第3章第18節 地：第3章第24節	発災後に迅速な復旧ができるよう、水道事業者、下水道管理者による上下水道一体となった対応に努める旨を記載。	p27、p105
給水方法	給水	風：第4章第13節 地：第4章第13節	水道事業者は、速やかに応急給水計画を策定する旨を記載。	p47、p122

防災基本計画修正（令和7年7月）の概要

■ 防災基本計画

災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する我が国の防災に関する総合的かつ長期的な計画で、指定行政機関や指定公共機関が作成する防災業務計画や、自治体で作成する地域防災計画の基本となるもの

主な修正項目

関連する法令の改正を踏まえた修正

<災害対策基本法等の改正>

○ 国による災害対応の強化

- ・ 地方公共団体の要請を待たない、国の応援の実施
- ・ 市町村から国に対する応急措置実施の要請
- ・ 防災監の政府災害対策本部への参画

○ 被災者支援の充実

- ・ 在宅・車中泊避難者へのDWT派遣による福祉サービスの提供
- ・ 広域避難時の避難元・避難先市町村間の情報連携
- ・ 被災者援護協力団体の登録・データベース化、平時からの連携
- ・ 地方公共団体による物資の備蓄状況の公表

○ 復旧・復興の迅速化

- ・ 事前復興まちづくり計画策定等による復興事前準備の推進

<道路法等の改正>

- ・ 道路啓開計画の策定・定期的な見直しの法定化

<航空法等の改正>

- ・ 地方管理空港等の災害復旧工事等の国による代行

その他の最近の施策の進展等を踏まえた修正

- ・ 災害時における船舶活用医療の提供
- ・ 避難所でのこども・若者の居場所の確保
- ・ 港湾における官民協働での高潮対策（協働防護）
- ・ 広域に降り積もる火山灰への対策（住民の安全確保策等）の推進

<岩手県大船渡市林野火災を踏まえた林野火災編の見直し>

- ・ 広報・啓発等を通じた林野火災の予防の強化
- ・ 地上・空中消火の連携による消火活動、車両・資機材の整備

令和6年能登半島地震を踏まえた修正

○ 被災者支援の充実

- ・ 避難生活における生活環境確保に係る取組の充実化
- ・ 協定・届出避難所に係る情報の事前把握
- ・ キッチンカー・トレーラーハウス等の登録・データベース化
- ・ 迅速なプッシュ型支援のための国の備蓄物資の分散備蓄

○ 保健医療福祉支援の体制・連携の強化

- ・ 保健医療福祉活動チーム間の平時からの連携体制の構築
- ・ 発災後速やかなDHEAT派遣、保健師等チームの充実・強化

○ 官民連携や人材育成の推進

- ・ 国と全国域の災害中間支援組織（JVOAD）の連携
- ・ 避難生活支援リーダー/サポーターの育成・確保、データベース化

○ 消防防災力の充実強化

- ・ 消防団と多様な主体（自主防災組織・防災士等）の連携
- ・ 津波浸水想定を勘案した消防体制の整備

○ インフラ・ライフラインの復旧迅速化、代替性の確保

- ・ 多様な主体と連携したTEC-FORCE支援活動の実施
- ・ 上下水道一体での災害対応の実施（最優先復旧箇所の事前選定等）
- ・ 災害用井戸・湧水等の活用による代替水源の確保

○ 被災地における学びの確保

- ・ 被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）による教職員等の派遣

○ 防災DXの加速

- ・ 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）や新物資システム（B-PLo）の利活用促進、研修・訓練の実施
- ・ 防災IoTシステムによる被災状況の迅速な共有
- ・ 避難所開設時における全国共通避難所・避難場所IDの報告

風水害等災害対策編、地震・津波災害対策編、火山災害対策編の修正について

主な修正内容

【凡例】 風：風水害等災害対策編、地：地震・津波災害対策編、火：火山災害対策編

防災基本計画の修正を踏まえた修正

項目	節題	各編修正箇所	修正内容	新旧対照表の頁
関連する法令の改正を踏まえた修正				
災害対策基本法の改正 (被災者支援の充実／物資の備蓄状況の公表)	災害備蓄対策	風：第3章第11節 地：第3章第10節	「公助による備蓄」の一環として、「県及び市町村は、備蓄物資の状況を年1回広く住民に公表する」旨を記載。	p20、p96
災害対策基本法、 災害救助法の改正 (被災者支援の充実／ DWA T派遣による福祉サービスの提供)	医療、助産及び保健	風：第4章第18節 地：第4章第18節	「各種災害派遣チームの派遣等」として、「県は、避難所等の高齢者、障がい者等の多様なニーズへの対応のため、必要に応じて、災害福祉支援チーム（DWA T）を避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者のもとへ派遣する」旨を記載。	p51、p124
最近の施策の進展等を踏まえた修正				
避難所でのこども・若者の居場所の確保	避難	風：第4章第8節 地：第4章第8節	「指定避難所等の運営管理」の一環として、「避難所の運営管理への女性や子育て家庭の参画の推進、こども・若者の居場所の確保に努める」旨を記載。	p43、p119
災害時における船舶医療の提供	医療、助産及び保健	風：第4章第18節 地：第4章第18節	「応援協力関係」として、「県は、必要に応じ、政府本部に対し、被災地域内の港湾における船舶を活用した医療活動を要請する」旨を記載。	p51、p125

風水害等災害対策編、地震・津波災害対策編、火山災害対策編の修正について

主な修正内容

【凡例】 風：風水害等災害対策編、地：地震・津波災害対策編、火：火山災害対策編

防災基本計画の修正を踏まえた修正

項目	節題	各編修正箇所	修正内容	新旧対照表の頁
最近の施策の進展等を踏まえた修正				
〈大船渡市林野火災を踏まえた見直し〉 地上・空中消火の連携による消火活動、車両・資機材の整備	大規模な林野火災対策	風：第5章第8節	「消火資機材の整備」として、「熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、熱画像直視装置や無人航空機等の関連する資機材の整備を促進する」旨を記載。	p68
令和6年能登半島地震を踏まえた修正				
新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の利活用促進	情報収集及び被害等報告	風：第4章第2節 地：第4章第2節	「情報収集・伝達」の一環として「県は、被害の情報を収集し、必要に応じ消防庁に当該情報を連絡するとともに、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）を活用して関係省庁に当該情報を連絡する」旨を記載。	p37、p113
避難生活における生活環境確保に係る取組の充実化	避難	風：第4章第8節 地：第4章第8節	「指定避難所等の運営管理」の一環として「避難所で、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保する」旨を記載。	p44、p119

原子力災害対策編の修正について

主な修正内容

修正項目		新旧対照表の頁
1 原子力災害対策指針の改正を踏まえた修正		
	屋内退避の継続の可否や一時的な外出の可否等について国が判断するとされたことを踏まえ、県、市町村が国と連携して住民等へ周知することを追記	p65,p66
	UPZにおいては屋内退避が基本であることを明確化するための記載の修正	p11
	施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備段階の明確化	p10
	場所を示す場合について 「PAZ内」「UPZ内」 → 「PAZ」「UPZ」に修正	p10,p11,p36,p40,p66,p68,p74
	「区域の特定」 → 「地域の特定」に修正	p12,p68,p69,p72
2 防災基本計画原子力災害対策編の修正を踏まえた修正		
	「対策拠点施設」 → 「オフサイトセンター」に修正	p14,p20,p22,p24,p26,p28,p30,p44, p49～p57,p60,p61,p65
3 その他		
	指定地方行政機関に管区行政評価局が指定されたことによる機関の追加	p17

その他の修正内容（風水害等災害対策編、地震・津波災害対策編、火山災害対策編）

1 防災基本計画の修正を踏まえた修正

(1) 関連する法令の改正を踏まえた修正

項目	節題	各編の修正箇所	修正内容	新旧対照表の頁
災害対策基本法の改正 【再掲】	災害備蓄対策	風：第3章第11節 地：第3章第10節	「公助による備蓄」の一環として、「県及び市町村は、備蓄物資の状況を年1回広く住民に公表する」旨を記載。	p20、p96
災害対策基本法の改正	ボランティア活動対策	風：第3章第13節 地：第3章第18節	「防災ボランティア活動の環境整備・連携強化」として、「県及び市町村は、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努める」旨を記載。	p23、p100
道路法の改正	交通施設対策	風：第3章第17節 地：第3章第23節	「道路啓開用資機材の整備及び計画の作成」として、「道路管理者は、道路法等に基づき、協議会の設置による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路計画を作成し、定期的な見直しを行う」旨を記載。	p26、p103
災害対策基本法、 災害救助法の改正	広域応援	風：第4章第6節 地：第4章第6節	「他県等への応援」として「県は、国又は被災都道府県の要請に基づき、避難所等の高齢者、障がい者等の多様なニーズの対応のため、災害派遣福祉チーム（DWA T）の応援派遣を行う」旨を記載。	p41、p117

(1) 関連する法令の改正を踏まえた修正

項目	節題	各編の修正箇所	修正内容	新旧対照表の頁
災害対策基本法の改正	避難	風：第4章第8節 地：第4章第8節	「応援協力関係」として、「被災市町村は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行う」旨を記載。	p45、p121
災害対策基本法、 災害救助法の改正 【再掲】	医療、助産及び保健	風：第4章第18節 地：第4章第18節	「各種災害派遣チームの派遣等」として、「県は、避難所等の高齢者、障がい者等の多様なニーズへの対応のため、必要に応じて、災害福祉支援チーム（DWA T）を避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者のもとへ派遣する」旨を記載。	p51、p124
災害対策基本法の改正	公共施設復旧	風：第6章第1節 地：第5章第1節	「計画的な復興」として「県及び市町村は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努める」旨を記載。	p75、p133

(2) 最近の施策の進展を踏まえた修正

項目	節題	各編の修正箇所	修正内容	新旧対照表の頁
港湾における官民協働での高潮対策	交通施設対策	風：第3章第17節	「港湾改修」として、「官民全ての関係者が協働して気候変動適応に取り組む「協働防護」により、護岸の嵩上げやコンテナの固縛等のハード・ソフト一体での高潮対策等を推進する」旨を記載。	p26
避難所でのこども・若者の居場所の確保【再掲】	避難	風：第4章第8節 地：第4章第8節	「指定避難所等の運営管理」の一環として、「避難所の運営管理への女性や子育て家庭の参画の推進、こども・若者の居場所の確保に努める」旨を記載。	p43、p119
災害時における船舶医療の提供	医療、助産及び保健	風：第4章第18節 地：第4章第18節	「広域後方医療施設への傷病者の搬送」として「県は、必要に応じ、政府本部に対し、船舶を活用した傷病者の搬送を要請する」旨を記載。	p51、p124
災害時における船舶医療の提供【再掲】	医療、助産及び保健	風：第4章第18節 地：第4章第18節	「応援協力関係」として、「県は、必要に応じ、政府本部に対し、被災地域内の港湾における船舶を活用した医療活動を要請する」旨を記載。	p51、p125
地上・空中消火の連携による消火活動、車両・資機材の整備	大規模な林野火災対策	風：第5章第8節	「災害応急体制の整備」として、「関係機関の職員の非常参集体制の整備や応急活動のマニュアルの作成の際には、林野火災の性質を踏まえ、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施を想定する」旨を記載。	p67～p68

(2) 最近の施策の進展を踏まえた修正

項目	節題	各編の修正箇所	修正内容	新旧対照表の頁
地上・空中消火の連携による消火活動、車両・資機材の整備	大規模な林野火災対策	風：第5章第8節	「救助・救急、医療及び消火活動体制の整備」として、「消防機関は、林野火災を想定した消防計画や林野火災防御図のほか、強風下の林野火災を想定した飛び火警戒要領等の策定等を行う」旨を記載。	p68
地上・空中消火の連携による消火活動、車両・資機材の整備 【再掲】	大規模な林野火災対策	風：第5章第8節	「消火資機材の整備」として、「熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、熱画像直視装置や無人航空機等の関連する資機材の整備を促進する」旨を記載。	p68
広報・啓発等を通じた林野火災の予防の強化	大規模な林野火災対策	風：第5章第8節	「火入れ許可申請の遵守等」として「市町村や消防機関は、火入れを行うものに対し、火入れの許可申請の徹底や、たき火等の把握、火入れやたき火を行う者に対する指導を行う。また市町村は、許可した火入れの情報を消防機関に共有する」旨を記載。	p69
広報・啓発等を通じた林野火災の予防の強化	大規模な林野火災対策	風：第5章第8節	「巡視、監視の徹底」として、「県、市町村は、乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表するとともに、住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行う」旨を記載。	p69

(2) 最近の施策の進展を踏まえた修正

項目	節題	各編の修正箇所	修正内容	新旧対照表の頁
広報・啓発等を通じた林野火災の予防の強化	大規模な林野火災対策	風：第5章第8節	「巡視、監視の徹底」として、「東北森林管理局及び県は、林業関係者、林業周辺住民、ハイカー等の入山者に対し火気の取扱いについて指導する」旨を記載。	p69
地上・空中消火の連携による消火活動、車両・資機材の整備	大規模な林野火災対策	風：第5章第8節	「情報の収集・伝達」の一環として、「無人航空機等を活用し、夜間も含め刻々と変化する災害の状況を的確に把握する」旨を記載。	p70
地上・空中消火の連携による消火活動、車両・資機材の整備	大規模な林野火災対策	風：第5章第8節	「活動終期及び残火処理」として「活動終期にあつては、空中からの熱源探査並びに地上で警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行う」旨を記載。	p71
地上・空中消火の連携による消火活動、車両・資機材の整備	大規模な林野火災対策	風：第5章第8節	岩手県大船渡市林野火災では、地上消火部隊及び空中消火部隊との間の連携により効果的な消火活動が行われことを踏まえ、大規模林野火災発生の際には、県及び市町村によるヘリコプターの機数等の調整に加え、地上及び空中の消火活動の連携強化に努める旨を記載。	p72

(3) 令和6年能登半島地震を踏まえた修正

項目	節題	各編の修正箇所	修正内容	新旧対照表の頁
新総合防災情報システム（SOBOWEB）の研修、訓練の実施	青森県防災情報ネットワーク	風：第3章第4節 地：第3章第4節	「市町村の災害対策機能等の充実」として、「県及び市町村は、青森県総合防災情報システム等の関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努める」旨を記載。	p14、p90
消防団と多様な主体（自主防災組織・防災士等）の連携	自主防災組織の確立	風：第3章第6節 地：第3章第5節	「方針」として、「消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携を通じて地域コミュニティの防災態勢の充実を図る」旨を記載。	p15～p16、p91
協定・届出避難所に係る情報の事前把握	避難対策	風：第3章第10節 地：第3章第9節	「在宅避難者支援の仕組みの検討」として、「県及び市町村は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握する」旨を記載。	p19、p95
新物資システム（B-PLo）による備蓄物資の管理 【再掲】	災害備蓄対策	風：第3章第11節 地：第3章第10節	「公助による備蓄」に、新物資システム（B-PLo）を活用して、あらかじめ県及び市町村の備蓄施設や備蓄物資の品目・数量等を登録すること、及びこれらの情報を定期的に更新するなど、最新の情報を把握する旨を記載。	p20、p96

(3) 令和6年能登半島地震を踏まえた修正

項目	節題	各編の修正箇所	修正内容	新旧対照表の頁
津波浸水想定を勘案した消防体制の整備	火災予防対策	地：第3章第12節	「消防計画の作成」の一環として「消防計画作成の際に、津波警報下での安全・的確な消防活動実施のため、津波浸水想定を勘案した消防体制の整備について考慮する」旨を記載	p97
保健師等チームの充実・強化	要配慮者安全確保対策	風：第3章第12節 地：第3章第17節	「災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等の整備」として「県は、被災者の健康管理を支援する保健師等チームの構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施する」旨を記載。	p21、p98
保健医療福祉活動チーム間の平時からの連携体制の構築【再掲】	要配慮者安全確保対策	風：第3章第12節 地：第3章第17節	「保健医療福祉活動チームとの訓練等」として「県は、平時から保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修、会議の開催等により、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成に努める」旨を記載。	p21、p99
避難生活支援リーダー/サポーターの育成・確保	防災ボランティア活動対策	風：第3章第13節 地：第3章第18節	「避難生活支援リーダー/サポーター等の育成」として「県及び市町村は、避難生活支援リーダー/サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域ボランティア人材の育成・確保に努める」旨を記載。	p23、p100

(3) 令和6年能登半島地震を踏まえた修正

項目	節題	各編の修正箇所	修正内容	新旧対照表の頁
災害用井戸・湧水等の活用による代替水源の確保 【再掲】	電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策	風：第3章第18節 地：第3章第24節	「代替水源の確保」として、「市町村は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努める」旨を記載	p27、p105
上下水道一体での災害対応の実施 【再掲】	電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策	風：第3章第18節 地：第3章第24節	「上下水道一体の対応」として、「水道事業者及び下水道管理者は、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める」旨を記載	p27、p105
防災IoTシステムによる被災状況の迅速な共有	情報収集及び被害等報告	風：第4章第2節 地：第4章第2節	「情報収集・伝達」の一環として、「県は、航空機等により収集した画像情報について、防災IoTシステム等を活用して、政府本部を含む関係機関への迅速な共有に努める」旨を記載。	p37、 p112~p113
新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の利活用促進 【再掲】	情報収集及び被害等報告	風：第4章第2節 地：第4章第2節	「情報収集・伝達」の一環として「県は、被害の情報を収集し、必要に応じ消防庁に当該情報を連絡するとともに、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）を活用して関係省庁に当該情報を連絡する」旨を記載。	p37、p113

(3) 令和6年能登半島地震を踏まえた修正

項目	節題	各編の修正箇所	修正内容	新旧対照表の頁
避難所開設時における全国共通避難所・避難場所IDの報告	避難	風：第4章第8節 地：第4章第8節	「指定避難所の開設」として「市町村は、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については、当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを県に報告するよう努める」旨を記載。	p43、p118
避難生活における生活環境確保に係る取組の充実化 【再掲】	避難	風：第4章第8節 地：第4章第8節	「指定避難所等の運営管理」の一環として「避難所で、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保する」旨を記載。	p44、p119
新物資システム（B-PLo）の利活用促進	被服、寝具、その他生活必需品の給（貸）与	風：第4章第17節 地：第4章第17節	「生活必需品の確保」の一環として、大規模な災害発生のおそれがある場合の事前の備蓄状況の確認を新物資システム（B-PLo）で行うこととした。	p49、p123
新物資システム（B-PLo）の利活用促進	輸送対策	風：第4章第20節 地：第4章第20節	「輸送の方法」の一環として、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前の一次物資拠点の開設を新物資システム（B-PLo）を用いて行うこととした。	p52、p126

(3) 令和6年能登半島地震を踏まえた修正

項目	節題	各編の修正箇所	修正内容	新旧対照表の頁
被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）による教職員等の派遣	文教対策	風：第4章第27節 地：第4章第27節	「教育施設及び教職員の確保」として「県及び被災地外市町村は、被災地の児童生徒の学びの継続のために、必要に応じて、被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）を活用し、文部科学省の職員や地方公共団体等の学校支援チーム・応援教職員、スクールカウンセラー等を派遣する」旨を記載。	p53、p127
上下水道一体での災害対応の実施	電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策	風：第4章第30節 地：第4章第30節	上下水道施設対策の「応援協力関係」として「水道事業者及び下水道管理者は、上下水道の構造等を勘案して、速やかに上下水道施設の巡視を行い、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる」旨を記載。	p55、p129

2 過年度の防災基本計画の修正、消防庁防災業務計画の修正を踏まえた修正

(1) 過年度の防災基本計画の修正を踏まえた修正

項目	節題	各編の修正箇所	修正内容	新旧対照表の頁
「火山防災の日」を活用した防災知識の普及	防災訓練	火：第3章第9節	「防災訓練の実施」について、防災訓練を『県及び市町村は、「火山防災の日」など定期的に行うよう努める』旨を記載。	p149
災害支援ナースの充実・強化	要配慮者安全確保対策	風：第3章第12節 地：第3章第17節	「災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）の整備等」として、「県は、災害支援ナースの充実強化に取り組む」旨を記載。	p21、p98
災害支援ナースの応援派遣	広域応援	風：第4章第6節 地：第4章第6節	「他県等への応援」として、「県は、国又は被災都道府県における避難所等の高齢者、障がい者等の生活機能の低下の防止等のため、災害支援ナースの応援派遣を行う」旨を記載。	p41、p117

(2) 過年度の消防庁防災業務計画の修正を踏まえた修正

項目	節題	各編の修正箇所	修正内容	新旧対照表の頁
在留外国人・訪問外国人が増加していることを踏まえた災害発生時における外国人の避難支援等	防災訓練	風：第3章第9節 地：第3章第8節	「個別訓練の実施」について、「個別訓練における障がい者や外国人などの要配慮者等への配慮」を記載。	p18、p93
木造密集市街地や津波浸水想定区域等の火災・延焼危険性が高い地域の電気等に起因する出火の防止	火災予防対策	地：第3章第12節	「防火思想の普及」として、「市町村（消防機関）は、木造密集市街地や津波浸水想定区域等の火災・延焼危険性が高い地域をはじめとして、地震発生後に電気等に起因する火災が発生することがあること及び避難の際の安全措置を周知、感震ブレーカーの設置や耐震自動消火装置等の火気設備の使用を促進する」旨を記載。	p97
住民登録時等を活用した防災情報の情報発信ツールの在留外国人への周知等	災害広報・情報提供	風：第4章第4節 地：第4章第4節	「外国人に対する災害広報・情報提供」について「平時は、住民登録等を活用した防災情報の情報発信ツールの在留外国人への周知するなどにより、災害発生時における外国人への避難支援等が適切に行われるよう留意する」旨を記載。	p39、p115
携帯電話位置情報の提供要請と活用	救出	風：第4章第11節 地：第4章第11節	「応援協力関係」として、「災害対策本部等の救助機関は、要救助者の生命又は身体に対する重要な危険が切迫し、位置情報取得が不可欠である場合に、携帯電話事業者に対する位置情報の提供の要請を積極的に行うよう努める」旨を記載。	p46、p121